

## 2011年9月市議会 意見書（案）

- [意見書（案）第14号](#) 私学助成の拡充を求める意見書
- [意見書（案）第15号](#) 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書
- [意見書（案）第16号](#) 生活保護制度の充実を求める意見書
- [意見書（案）第17号](#) 消費税増税に反対する意見書
- [意見書（案）第18号](#) エネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書
- [意見書（案）第19号](#) 免税軽油制度の継続を求める意見書
- [意見書（案）第20号](#) 子どもの健やかな育ちを保障する保育制度改革を求める意見書
- [意見書（案）第21号](#) 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書
- [意見書（案）第22号](#) 原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書
- [意見書（案）第23号](#) 自治体クラウドの推進を求める意見書
- [意見書（案）第24号](#) 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書
- [意見書（案）第25号](#) 電力多消費型経済からの転換を求める意見書
- [意見書（案）第26号](#) 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書

## 私学助成の拡充を求める意見書（案）

【湖誠提案】

私立学校は、独自の建学の精神及び教育理念に基づき、特色ある教育を積極的に実践し、公教育の振興・発展に大きな役割を果たしている。

しかしながら、公教育の一翼を担う教育機関でありながら、学費負担の公私格差は依然として大きく、創設された高等学校等就学支援金制度によって、経済的負担が一部軽減されたものの、無償化された公立高等学校と比較して十分とは言えない。子どもたちの学校選択の自由、教育の多様性や機会均等などを保障する面からもその是正が喫緊の課題となっている。

公教育の将来を考えると、公私相まっでの教育体制が維持されてこそ健全な発展が可能となり、多様化する時代の要請にもこたえ得るものであり、そのためには、私立高等学校等における教育条件の維持向上と保護者の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を一層高めていくことが強く求められている。

よって、国及び政府並びに滋賀県においては、私立学校教育の重要性を認識され、教育基本法第8条及び教育振興基本計画の趣旨に則り、私学助成に係る財政支援制度を堅持され、一層の充実強化を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 公共交通機関のバリアフリー化の更なる推進を求める意見書（案）

【湖誠提案】

本格的な高齢社会を迎え、高齢者が安心して生活を送りながら、社会・経済活動にも積極的に参加できる社会の構築がますます求められている。また、障がい者が必要なサービスを受しながら、自立し、安心して暮らせることはもちろん、妊産婦等にとって安全かつ快適な生活環境を実現するためにも公共施設等のバリアフリー化が喫緊の課題である。

平成 23 年 3 月には「移動等円滑化の促進に関する基本方針」が改正され、鉄軌道駅のバリアフリー化の基準について、1 日当たりの平均利用者数がそれまでの 5,000 人以上から 3,000 人以上に緩和され、整備対象駅が拡大されたところではあるが、地域のニーズにすべてを充足させるものとはなっていない。

よって国及び政府においては、地域のニーズに対応した公共交通機関のバリアフリー化を更に推進するよう、以下の項目の実施を強く求める。

### 記

1. 地域のニーズにあった鉄道駅のバリアフリー化整備が進むよう、更なる基準の緩和を行うこと。
2. 地方公共団体の財政状況に配慮し、補助等の財政支援措置を充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 生活保護制度の充実を求める意見書（案）

【共産党提案】

今年5月からはじまった「生活保護制度に関する国と地方の協議」の中で生活保護制度の改正に向けての議論がされている。

2008年のリーマン・ショック以来、生活保護受給者は増加の一途をたどり、厚労省の発表によると今年4月時点での生活保護受給世帯は146万2,197世帯となり、受給人数は202万人余となっている。しかし受給要件を満たして実際に支給を受けている人は、政府試算でも30%程度にすぎない。7月に政府が発表した相対的貧困率は16.0%で過去最悪となっている。

昨年10月の指定都市市長会では「生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫し、行政運営に支障をきたしている」との見解が出された。これを受けて、生活保護を抑制する協議がされている。

議論の中では、稼働年齢の人に対する保護について「期限を切った就労指導を行い、3年から5年ごとに保護廃止を検討する」「就労までの間、ボランティア活動を義務づける」など事実上の「有期制」の導入が検討されている。また、「生活保護よりも、10月からはじまる求職者支援制度を優先させるべき」との意見も出されている。生活保護受給者世帯で最も多いのは高齢者世帯の42.8%だが、働ける現役世代を含む「その他世帯」が16.7%と一番増え幅が大きく、ここで受給の抑制を図ろうとするものである。

しかし、失業時に雇用保険の受給ができるのは完全失業者の25%程度であり、稼働年齢にありながらも就職が困難になっているのは、本人の努力よりも現在の雇用・経済情勢に大きな原因があることは明らかである。

このほかに医療費の自己負担を導入することも検討されているが、これは被保護者の必要とする医療を抑制したり、生活水準を切り下げることにつながるものであり、生活保護の目的に逆行するものである。

東日本大震災被災者の苦難が続くなか、生活保護制度が担う役割はますます重くなっている。このような時こそ国が「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の保障を行い、必要な人すべてが利用できる生活保護制度へ改善を図るべきである。

よって国及び政府においては、下記の点について生活保護制度を拡充させるよう強く要望する。

### 記

1. 生活保護制度に関する費用は全額国負担とすること。
2. 一定の期限が過ぎたら保護を廃止できるようにする有期制は持ち込まないこと。
3. 稼働能力のある人について受給制限を行わないこと。
4. 医療費の自己負担制度を導入しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 消費税増税に反対する意見書（案）

【共産党提案】

新たに就任した野田首相は会見において、来年3月までに消費税増税法案を国会に提出する準備を進める立場を表明した。

これに先立って政府・民主党は、社会保障と税の一体改革を進めるとして、少子高齢化社会の社会保障の財源として消費税増税を柱とした税制の見直しを打ち出した。その内容は2010年代半ばまでに消費税率を10%まで引き上げる一方、社会保障については、医療費の自己負担増、介護給付や生活保護の抑制、年金の支給年齢の引き上げなど抑制の方向が示されており、国民の暮らしや経済にとって重い負担となるものである。また、法人税については「企業の国際的な競争力の維持・向上」が必要だとしてさらに減税を行うとしている。

これには民主党内部からも異論が相次いでいるが、低所得層ほど負担が重くなる逆進性が強い消費税は社会保障で支えるべき人に重い負担を課すものである。社会保障の所得再分配の機能を台無しにする消費税は、社会保障の財源にもっともふさわしくない税制であり、たとえ本当に社会保障を充実させるためであっても、政府は消費税など庶民の負担増に頼らない財源を確保するべきである。

経済の面でも、消費税は導入時も5%への増税時にも景気を大きく後退させたが、民間賃金はこの10年間で年間61万円も減少し、中小零細企業は経営悪化に苦しんでいる。国内経済の6割を占める消費の低迷が景気回復を遅らせている現在、消費税の増税は、さらなる経済の破綻をもたらすものであり、このような道を選択すべきでない。

よって国及び政府においては、消費税の増税を行わないよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## エネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書（案）

【共産党提案】

福島第一原子力発電所の事故は半年が過ぎてもいまだに事態収束の目途がたっていない。しかも放射能による食品汚染が広がったり、外部・内部被曝による住民の健康への影響が懸念され、避難している住民の生活・営業再建をどうするのか見通しも立たないなど、原発事故が空間的にも時間的にも重大な被害をもたらすことを国民の前に事実をもって明らかにした。

人類は、放射能汚染に対する防護や除染などに関してこれを無害化する手だてを持っていないが、そればかりではなく現在の原子力発電は運転中も停止後も常に燃料を冷却し続けなければならないことや放射性廃棄物の処理方法が確立されていないことなど、技術的に未確立なものといわなければならない。しかも、このような原子力発電所が世界有数の地震・津波国である日本に多数建設されてきたことは重大な問題である。

滋賀県は、原子力発電所が集中立地している福井県と隣接しており、高浜、大飯、美浜、敦賀などの原子力発電所から 80 キロ圏内に位置している。いったん事故が発生すれば、周辺地域への放射能汚染だけでなく近畿 1,400 万人の飲料水となっている琵琶湖が汚染されれば、計り知れない深刻な影響をもたらすものであるだけに、これらの原発の安全確保と段階的な廃炉は緊急かつ切実な課題である。

いま国際社会では、日本の原発事故を契機に原発の見直しが進みつつあり、イタリアでは原発再開の是非を問う国民投票で反対が 95%に達し、ドイツにおいても脱原発へとかじが切られている。日本でも先の国会では、再生可能エネルギー買い取り法案が一部修正の上、全会一致で可決されたところである。

よって国及び政府においては、下記の事項について万全の措置を講じられるよう強く求めるものである。

### 記

1. 原発依存のエネルギー政策を見直し、電源開発促進税などの「原発付加金」を再生可能エネルギーへの転換と普及促進につなげ、原発は期限を定めて撤退をすること。
2. 国民の命と健康を守る立場に立って、原発事故を原因とするすべての環境汚染に対し責任をもって処理すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 免税軽油制度の継続を求める意見書（案）

【共産党、湖誠、市民ネ、公明、大志提案】

これまで道路を走らない機械に使う軽油について適用されてきた免税軽油制度は、農業用の機械（耕うん機、トラクター、コンバイン、栽培管理用機械、畜産用機械など）や船舶、倉庫で使うフォークリフト、重機などの機械燃料の軽油について、申請によって軽油取引税（1リットルあたり32円10銭）の免税措置が実施されてきたものである。ところが、平成21年の税制改正により道路特定財源が一般財源化されることになったため、3年間の猶予期間が切れる平成24年3月末で廃止される予定である。

しかし、免税軽油制度がなくなれば、農漁業経営への大幅な負担は避けられず、軽油を大量に使う畜産農家や野菜・園芸農家をはじめ、漁業者などにとって大きな問題となっている。また、この制度は地域産業の振興と食糧自給率を向上させる観点からも重要であり、その継続が強く望まれている。

よって、国及び政府においては、現行の免税軽油制度を継続されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 子どもの健やかな育ちを保障する保育制度改革を求める意見書（案）

【共産党提案】

現在、国において検討されている新たな保育制度「子ども・子育て新システム」は、すべての子どもに切れ目のないサービスを保障するとしながら、市場原理に基づく保育のサービス産業化や直接契約・直接補助方式の導入など、介護保険制度をモデルにした保育制度改革を進めるものとなっている。

現行保育制度は、国と自治体による財源保障と応能負担を制度の柱としており、すべての子どもの保育を受ける権利を保障してきた。しかし、現在検討されている「子ども・子育て新システム」は、国の責任を市町村に委ねるだけでなく、児童福祉法第 24 条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるもので、保育の地域間格差が広がるだけでなく、応益負担の導入で家庭の経済状況により子どもが受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。併せて、それぞれ成り立ちも運営形態も異なる幼稚園と保育園を一体化することに対して拙速な結論を出すことは、社会に大きな混乱を引き起こす。

子どもの貧困や子育ての困難が広がり、急激な少子化の進行にもかかわらず都市部では保育園の待機児童が急増しており、過疎地では保育の場の確保が困難になっている。

今必要なことは、国と自治体の責任で保育・子育て支援を拡充し、十分な財源確保を行うことなど、すべての子どもに質の高い保育を保障するための保育制度の拡充である。

よって国及び政府においては、子どもの権利を最優先に、地方自治体の実情を踏まえた上で、国と自治体の責任のもとに保育制度の拡充を図るよう、下記の事項について強く要望する。

### 記

1. 憲法第 25 条、児童福祉法第 2 条の理念に基づき、すべての子どもの健やかな育ちを保障するために、現行保育制度を堅持、拡充すること。
2. 保育園、幼稚園、学童保育及び子育て支援関連予算を大幅に増やし、子育てに関わる経済的負担の軽減を図ること。
3. 自治体が待機児童解消に向けた取り組みができるよう、国が国有地の優先的払い下げ又は貸与等、必要な支援と財政措置を行うこと。
4. 児童福祉施設の最低基準を引き上げ、抜本的に改善すること。
5. 保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式は、導入しないこと。
6. 幼保一元化については拙速な結論は避け、慎重に検討すること。
7. 民間保育所運営費の一般財源化は行わず、公立保育所運営費・施設整備費を国庫負担に戻すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 学校施設の防災機能向上のための新たな制度創設を求める意見書（案）

【公明提案】

学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、その多くは災害時には地域住民の避難所となるため、学校施設の安全性、防災機能の確保は極めて重要である。

この度の東日本大震災においても、学校施設は発災直後から避難してきた多くの地域住民の避難生活のよりどころとなったが、他方、食料や毛布等備蓄物資が不足し、通信手段を失い、外部と連携が取れなかった等々学校施設の防災機能について様々な課題が浮かび上がってきた。

文部科学省は今年7月、「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」と題する緊急提言をとりまとめ、今回の大震災を踏まえ、学校が災害時に子どもたちや地域住民の応急避難場所という重要な役割を果たすことができるよう、今後の学校施設の整備に当たっては、教育機能のみならず、あらかじめ避難場所として必要な諸機能を備えておくという発想の転換が必要であることが提言されている。

よって、国及び政府においては、今回のように大規模地震等の災害が発生した場合においても、学校施設が地域の拠点として十分機能するようにすべきであるとの認識に立ち、学校施設の防災機能の向上を強力に推進するために活用できる国の財政支援制度の改善並びに財政措置の拡充に関する下記の事項について、速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

1. 新增改築時にのみ整備できるとされている貯水槽・自家発電設備等防災設備整備を単独事業化するなど、学校施設の防災機能向上のための新たな制度を創設すること。
2. 制度創設にあわせ、地方負担の軽減を図るため、地方財政措置の拡充を図ること。例えば、地方単独事業にしか活用できない防災対策事業債を国庫補助事業の地方負担に充当できるようにするとともに、耐震化事業同様の地方交付税措置を確保すること。
3. 学校施設の防災機能の向上とともに、再生可能エネルギーの積極的導入を図るため、太陽光発電のみではなく、太陽熱、温度差熱利用、蓄電池などについても補助対象を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 原子力発電所における「国の防災指針」の見直しを求める意見書（案）

【公明提案】

原子力防災対策は、昭和 36 年に制定された「災害対策基本法」と、これに基づき中央防災会議が策定する「防災基本計画」及びこの基本計画に沿って地方公共団体が定めた「地域防災計画」等により必要な措置を講ずることとしている。昭和 55 年 6 月には「原子力発電所等周辺の防災対策について」（以下「防災指針」）が決定され、具体的な対策として原子力防災に対する考え方、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（以下「E P Z」）、緊急時環境放射線モニタリング、災害応急対策及び緊急被曝医療の実施など原子力防災活動に必要な技術的・専門的事項が示されている。

今般の東京電力福島第一原発事故では、初期対応「緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）」の運用、国民への情報開示、住民避難指示など政府の対応は後手に回り、国内外に大きな不信を招くとともに、二次被害も拡大している。

よって国及び政府においては、東京電力福島第一原発事故の一刻も早い収束と徹底的な原因解明を行うことはもとより、国内すべての原子力発電所の立地地域及び周辺地域の住民の安全・安心を確保するため、「防災指針」の早急な見直しを図り、特に下記の事項について対策を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 原子力安全規制については、少なくとも従来の想定をはるかに超えた東北地方太平洋沖地震・津波の規模にも対応し得る基準に速やかに強化すること。
2. 「防災指針」に示された「E P Z」を改正し、都道府県及び市町村が定める地域防災計画が有効に機能し、各圏域にとらわれない広域災害に対応可能な防災体制を確立すること。
3. 原子炉設置（変更）の条件を見直し、地方自治体の同意を要する範囲を拡大すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 自治体クラウドの推進を求める意見書（案）

【公明提案】

情報システムの集約と共同利用を推進し、さらにデータセンターの活用などにより、自治体クラウドは全国各地で進展しつつある。

自治体クラウドを推進するメリットは、各地方自治体におけるシステム運用経費の削減を図ることができるとともに、データのバックアップが確保されることで災害に強い基盤の構築ができること。また、将来的な行政の広域化に向けた先行した事務統合ができることや小さな自治体でも大きな自治体と遜色のない行政サービスを行うことが可能になるなどが上げられ、今後の展開に大きな期待が寄せられている。

一方で、近年は地方自治体における専門的人材の育成・確保が困難になり、システム事業者への依存度が高くなっていることや、情報システムのメンテナンスに係る経費負担の高止まりが課題として挙げられている。さらに、近年は地方自治体の情報システムを更改する際のデータ移行に関する多額な費用も問題となっている。

よって、国及び政府においては、今後、全国の各地方自治体が自治体クラウドにシステムを移行しようとする際に、円滑な移行ができるよう、下記の事項について対策を講じるよう強く要望する。

### 記

1. 自治体クラウドへ移行する際、異なる事業者の製品間の移動を行う場合、それぞれのデータ形式が異なるため、データ項目ごとに変換方法を定める必要が生じるなど、情報システムの相互運用の障害となっていることから、データの標準的な表現形式の構築に向けた取り組みを行うこと。
2. 各自治体が独自に管理している「外字」は、のべ200万文字にも上るともいわれており、データの移行には多くの時間と労力が割かれていることから、外字の実態調査を行うとともに、標準的な文字コードの導入を推進すること。
3. 自治体クラウドへの移行を推進する自治体に対しては地方財政措置を含めた財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 大規模災害時に備えた公立学校教職員派遣制度の創設を求める意見書（案）

【公明提案】

大規模地震や豪雨等の非常災害時において被災地に派遣された教職員は、現地の学校現場における復旧支援に大きく貢献してきた。

この度の東日本大震災においても、学校機能の回復に向けた応急支援に加え、被災児童生徒の心のケアや学習の遅れに対する個別指導など様々な役割を果たし、その重要性が改めて認識されている。

しかし一方で、大規模災害時における教職員派遣について国としての明確なスキームが存在していないため、今回の大震災では、派遣教職員の確保にあたり、派遣自治体と被災自治体間における職種面・人数面でのミスマッチや、教職員の派遣に係る費用負担のあり方等について、様々な問題が浮き彫りになっている。

こうした実態を踏まえ、先般、宮城県教育委員会が文部科学省に対し、大規模な災害があった場合に備えて、被災地に応援派遣する教職員をあらかじめ登録しておく仕組みづくりを要望するなど、現在、被災地を中心に大規模災害時に備えた教職員派遣制度の構築を求める声が高まっている。

よって、国及び政府においては、大規模災害時に、被災自治体に対して全国の自治体から適切に教職員派遣を進めるため、公立学校教職員派遣制度の創設が不可欠であるとの認識に立ち、下記の事項について、速やかに実施するよう強く要望する。

### 記

1. 東日本大震災で明らかになった教職員派遣に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など、過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。
2. 大規模災害時における迅速かつ適切な教職員派遣を行うために、地方自治体による派遣教職員情報のデータベース化や被災地とのマッチング支援などを図る公立学校教職員派遣制度を創設すること。
3. 同制度の導入にあたっては、大規模災害時における教職員派遣に関する課題が克服されるよう、費用負担のあり方を明記するなど、被災自治体の状況を踏まえた制度設計に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

## 電力多消費型経済からの転換を求める意見書（案）

【公明提案】

平成 23 年 3 月に発災した東日本大震災の影響もあり、日本経済の先行きは今後も予断を許さない状況にある上、東京電力福島第一原発の事故を受けて、エネルギー供給が制約されるなかで長期的な電力消費の抑制が必至となっている。

現在、各家庭では省エネ・節電対策を励行し、大口消費者である企業などでも電力消費の抑制に努める動きが定着してきている。しかし、節電努力の要請が長引くと見込まれるなか、現在のような個々の努力にゆだねられている場当たりの「節電対策」のままでは、社会全体の対応としては限界がある。

そのため、これまでのいわゆる「当面の対応」から脱却し、「電力多消費型」経済社会からの転換を図り、省エネ・節電対策が日常的・安定的に実施できる社会を早急に実現する必要がある。

よって、国及び政府においては、電力消費を低減する対策とともに、「電力多消費型経済」から転換させるため、下記の事項について早急に決定・実施するよう強く要望する。

### 記

1. 家庭での省エネ、エコ化の早期実現を図るため「節電エコポイント（仮称）」創設し、省エネ型家電への買い替え（旧式の冷蔵庫・エアコンの買い替え）、LED照明の普及を促進すること。
2. 住宅エコポイントは改修工事の対象範囲などを拡充したうえで再実施すること。
3. 事業所等における太陽光発電設備やLED照明導入など省エネ投資を促進するため、税制、財政、金融面での支援措置を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

## 「子ども・子育て新システム」の撤回を求める意見書（案）

【湖誠提案】

政府は7月29日の少子化社会対策会議において「子ども・子育て新システムに関する中間とりまとめ」を決定し「平成23年度中に必要な法制上の措置を講じることとされている税制抜本改革とともに、早急に所要の法律案を国会に提出する」との方針を示した。

新システムの導入は保育現場に市場原理が持ち込まれることになり、福祉としての保育制度が維持されないことや、保護者の負担増につながる制度見直しとなるなどの懸念があり、国の責任で福祉として行われてきた保育制度の根幹が大きく揺らぐおそれがある。また、新システム導入に必要な約1兆円の財源は明確になっておらず、現状では新システム導入は極めて不透明な情勢となっている。このままでは、平成24年度からの保育施策がどのような方向性になるのか明確ではなく、保育現場での無用な混乱や不安に拍車がかかることとなる。

よって国及び政府においては、以下の項目について早急に実現を図り、誰もが安心して利用できる保育制度を維持、拡充されることを強く求める。

### 記

1. 子ども・子育て新システムについて財源的な見通しが立たない中での移行は困難であり、「今年度中の法案提出」との方針を撤回すること。
2. 保育制度の見直しにあたっては保護者、保育現場等の意見を十分尊重し、慎重に検討すること。
3. 来年度予算編成に向けて「安心子ども基金」の拡充等、保育の充実に向けた地方の創意工夫が生かされる来年度予算編成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。